

東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務委託プロポーザル募集要項

1 業務概要

- (1) 業務の名称
東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務
- (2) 業務の目的
首都圏及び日光地域からの訪日外国人観光客の誘客を進めるため、日本の歴史文化や自然を深く理解したいと考えている欧米豪からのFITをターゲットとし、南会津町、下郷町及び会津若松市の三市町が連携し、令和2年度までに当事業で造成した着地型旅行商品や観光コンテンツについてPRを行う。また、令和2年度に棚卸しを行った観光コンテンツについて商品化に向けた内容の深化を実施するとともに、各観光コンテンツの受け入れ態勢の整備及び充実を図る。
- (3) 業務の内容
詳細は、東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務要求水準書のとおり
- (4) 委託期間
契約締結日から令和4年3月25日まで
- (5) 委託料の上限額
6,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※なお、委託料上限額は、本市及び連携先である下郷町、南会津町の三市町の合計額である。契約は三市町それぞれとの締結とし、契約額は本事業総額を三等分した額となるので、注意すること。公募については、三市町合計の委託料上限額により行うものとする。（但し、上記金額には、テストツアー実施に係る費用、プロモーションに係る費用、着地型観光商品の造成・販売に係る費用、その他事業実施に係る必要経費を全て含む。）

2 参加資格要件

- 本プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成16年会津若松市告示第90号）第5条の規定に基づき作成した名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
 - (4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
 - (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始（公告日）	令和3年7月14日（水）
質問書の受付期限	令和3年8月5日（木）17時まで
参加意向申出書提出期限	令和3年8月10日（火）17時まで
企画提案書提出期限	令和3年8月12日（木）まで
選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催	令和3年8月20日（金）
選考結果の通知	令和3年8月下旬
契約締結	令和3年8月下旬

4 募集要項等の入手方法

募集要項及び各種様式については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。
（掲載場所）

5 質問の受付

本募集要項等に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期限
令和3年8月5日（木）17時必着
- (2) 提出先
会津若松市観光商工部観光課
〒965-8601 福島県会津若松市東栄町3番46号
電話：0242-39-1251 FAX：0242-39-1433
メールアドレス：kanko@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- (3) 提出方法
質問書（第2号様式）によりFAX、郵送又は電子メール（様式添付）で提出すること。
FAX、電子メールの場合は、送付後、(2)の提出先あてに確認の電話をすること。なお、
直接窓口を持参した場合は、受理しない。
- (4) 回答
質問書に対する回答は、随時行う。なお、質問者にはFAX又は電子メールにより回答す
ることとし、併せてその内容について市ホームページに掲載する。

6 参加意向申出書の提出等

プロポーザル参加者は、「参加意向申出書（第3号様式）」を次のとおり提出すること。

- (1) 参加意向申出の受付期限
令和3年8月10日（火）17時必着
- (2) 提出先
会津若松市観光商工部観光課（5の(2)に同じ）
- (3) 提出方法
参加意向申出書（第3号様式）を上記(2)あて、FAX、郵送又は電子メール（様式添付）
により提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後観光課へ確認の電話を行うこと。
なお、直接持参した場合は、受理しない。
- (4) 辞退方法
参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届（第4号
様式）をFAX、郵送、電子メール又は持参により提出すること。

7 企画提案書の提出等

企画提案書は、参加意向申出を行って参加資格の確認を受けた者のみ、提出ができるものと
し、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和3年8月12日（木）会津若松郵便局必着
- (2) 郵送宛名（封筒記載のこと）
〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所 観光課 行
「会津若松市東武軸連携外国人観光客誘客事業業務委託プロポーザル参加書類」在中
- (3) 提出方法
「簡易書留郵便」又は「一般書留郵便」にて会津若松郵便局留として郵送すること。なお、
郵便局留の保管期間は10日間であるため、(1)の上記提出期限までに会津若松郵便局に到着す
るよう、十分留意すること。
※直接観光課へ持参した場合は、受理しません。
- (4) 提出書類
（別紙様式1）表題 (1枚)
（別紙様式2）会社概要書 (1枚)
（別紙様式3）業務実施体制 (1枚)
（別紙様式4）類似業務の実績 (1枚)
（別紙様式5）業務に対する考え方 (1枚)
（任意様式）企画案 **(10枚以内)**
（任意様式）工程計画 (1枚)
（任意様式）見積明細書 (1枚)
- (5) 提出部数
正本1部、副本7部（ただし、正本には押印し、副本は正本のコピーで可）

(6) 企画提案書作成上の注意点

- ① 企画提案書（別紙様式1～5）は、A4判片面、文字は概ね11ポイント以上とし、紙ベースで提出の際は左綴じで1冊にまとめること。
- ② 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ること。
- ③ 企画提案書に未提出部分や記載漏れがあった場合、当該項目0点とする。

8 提出資料の取扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、会津若松市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

9 審査方法

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、会津若松市が組織する選考委員会が別紙「東武軸連携外国人観光客誘客促進事業業務委託プロポーザル企画提案審査基準」に基づき評価を行い、受託候補者を選定します。

(2) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて

- ①開催予定：令和3年8月20日（金）
- ②場所：会津若松市役所栄町第二庁舎一階 第三会議室
- ③出席者：参加者側の出席者は2名までとする。
- ④順序及び集合時間
参加順及び集合時間については、参加意向申出書を受理した後にFAX又は電子メールにて連絡する。
- ⑤説明時間：各参加者15分以内とする。
- ⑥資料配布等
選考委員会では、提出した企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

10 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。

なお、本プロポーザルに審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

11 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 1「概要」に定める委託料の上限額を超える金額による提案
- (2) 2「参加資格要件」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案
- (3) 6「参加意向申出書の提出等」に定める参加意向申出書を提出しなかった者による提案
- (4) 7「企画提案書の提出等」に定める提出期限を過ぎて提出された提案
- (5) 提案書その他提出書類が民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する提案
- (6) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である提案
- (7) 選考委員会の委員に対する働きかけなど、審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- (8) その他提案書の指定枚数超過など、本要項に違反すると認められた場合

12 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、本市が示した要求水準書及び受託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、市と受託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

(2) 契約手続き

市は、会津若松市財務規則に定める随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。また、契約締結に当たっては、同規則に定める契約保証金を会津若松市に納付しなければならない。ただし、同規則第105条各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、見積書を徴取し決定する。なお見積金額は委託料上限額を超えないものとする。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が1者しかいない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) 会津若松市の入札参加資格者名簿に登録している事業者にあつては、**使用印鑑登録印を使用し、委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成**を行うこと。
- (5) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。